

安平町まちづくり基本条例ほか ダイジェスト版

『まちづくり』の主役は
町民の皆さんです！



▲みんなで考え・話し合う
ワークショップ事業、説明会



▲団体の活動（料理教室や防犯活動など）



▲地域の活動（環境美化活動や
地域のイベントなど）

皆さんの身近にある活動や取り組みも町民参画や協働です。

『まちづくり基本条例』ってな～に？

“まちづくり”の主役は、町民の皆さんです。



『まちづくり基本条例』ってな～に？

自分の住む町をより良くするために、誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかなど、行政運営に関する最も基本的なルールを定めたものが「まちづくり基本条例」です。「自治基本条例」といっている自治体もあります。



『まちづくり基本条例』には、何が書かれているの？

「みんなが参加してまちづくりを進めるときは、みんなが同じ情報を持ち共有すること」、「町民がお互いに協力しあったり、町民と行政が協力してまちづくりを進めること」が大切なんだということなどを、まちづくり基本条例では書いています。

生活に変化は現れるの？

この条例が施行されたことで急激に、そして劇的に私たちの生活が変わるというものではありませんが、10年・20年と歳月をかけて「まちづくりへの町民参画と協働」を築き上げていくものです。

もちろん、これまでに皆さんが関わってきた活動や取り組みも、町民参画や協働としてこの条例に位置づけることができます。

まちづくり基本条例が施行されたことで私たちの生活や活動自体に制約や制限が生じるものではありません。

また、まちづくり基本条例で掲げる理念を具現化するための基幹的な制度や仕組みづくりを進めることにより、まちづくり基本条例を「生きた条例」にすることがポイントとなります。

わしには
少し
難しいな～



実行も大事だな！
少しだけど、基本条例について
分かってきたぞ！



私たちの活動も協働ってこと？
せっかくだから、もう少し
みんなで勉強してみましょ。う。
次のページからは、安平町まちづくり基本条例
や関係条例について紹介されているわ。



安平町まちづくり基本条例

平成 26 年 12 月 26 日に施行された「安平町まちづくり基本条例」は、行政・町民・議会がそれぞれの役割を担いながら、全ての町民が参画した「まちづくり」を進めるためのルールを規定したものです。

条例は、全 9 章（38 条）から構成されており、数多くある安平町条例の中で最高規範に位置づけられた安平町の「憲法」的な存在です。



前 文

◇条例制定の由来・目的などを明らかにして、条例が目指すところを明らかにしています。

◇町民主権、町民がまちづくりの主体、公共思想の普及、町民が主体的に行動することなど、真に地域主権が目指すところを共通認識するため設けています。



前文は、町の地域特性や成り立ち、これまでの発展の経緯がわかるようになっているのね！

僕らが目指すまち。
へえ～、将来像も書いてある。



第 1 章 総 則 （第 1 条—第 4 条）

◇この章では、条例の目的、用語の定義とともに、前文の将来像をより具体的な表現として、まちづくり基本条例の基本的な理念について規定しています。

◇安平町として本条例が「まちづくりの基本」となる意味で、自治実現の基本条例として、また、自治の本旨を側面から支える最高規範の条例として規定しています。

「参画」とか「協働」って何度も出てくるけど、どういう意味なんだろう？

【参画】

町の政策の企画・立案・実施・評価の各段階に、町民が主体となって参加して関わることです。

【協働】

町民・議会・町がそれぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことです。

私たちのまちづくりは、この基本理念と基本原則に基づいて進められるってことね！



- ・情報の公開と共有を図ること。
- ・町民参画の権利と責任を明らかにすること。
- ・協働と連携の仕組みを築いていくこと。
- ・まちづくりの主役である町民・町・職員・議会の責務などを明らかにすること。
- ・生涯学習社会の実現を図ること。

第2章 情報の公開と共有（第5条―第10条）

◇情報については、共有の財産として町民と公共が相互に利用すべきです。そこで、この章ではこれら情報公開や情報提供にかかる基本的な事項、及び選挙広報の発行について規定しています。

みんなが参加して「まちづくり」を進めるために、情報共有は大事なことね！
町は、情報提供だけでなく、分かりやすく説明（機会の設定）する責任もあるのね！



皆さんに知っていただくため、広報やホームページでの情報発信だけでなく、懇談会や説明会を開催したり、町政執行方針や政策的な事業を紹介する「安平町のまちづくり」なども配布しています。



わたしの個人情報、ちゃんと守られてるのか？

個人情報は、適正に管理！

町が保有する情報の公開を保障する一方で、個人の権利や利益が侵害されないように、町が保有する個人情報を適正に管理し、取り扱うことを定めています。

大丈夫！

安平町では、平成18年3月に制定した「安平町情報公開条例及び施行規則」、「安平町個人情報保護条例及び施行規則」に基づきながら、これまでも、そして、これからも適正な運用をしていくことにしているんだよ。

まちづくり基本条例に定める基本理念を実現するために、第2章ではその権利などをもっと明確にしたんだ！

ぼくにも知る権利があるけど、教えてくれるの？



みんな、不安そう…
安平町には今まで「情報の公開」や「個人情報保護」のルールはなかったの？



第3章 町民参画の推進（第11条―第15条）

◇町民参画については、町民の知る権利の保障と参加により、町政に対する理解と信頼を深めることで、「参加から参画」へと進んでいくものです。そこで、合併後取り組んできた「広聴制度」のほか、「住民投票制度」、「行政手続」、「パブリックコメント制度」などの位置付けを規定しています。

私たちには、主役として『まちづくり（町政）』に参画する権利と責任があるのね！
町では、『まちづくり（町政）』の基本的な事項を定める重要施策等を策定するときには、事前に説明したり、町民の意見を聴くなど、町民参画の機会を設けることが必要なのね！



町民の意見を聴くって、どんな方法があるの？

町民が行政活動に参画し、その意見を施策に反映させるための仕組みとして、これまでも「パブリックコメント（意見公募）」や「住民提案制度」、町長と町民が直接懇談する「町政懇談会」などが実施されているんだよ。

新たな取組み に向けて

幅広い層の多くの町民からの意見を聴く手段として、大きな政策テーマに関しては、任意抽出により参加者を募り、ワークショップ形式で直接討論する手法を、平成 26 年度は試験的事業と位置づけて実施しました。

まちづくり基本条例とは別にきまりを定めているのよ！

「広聴制度」「住民投票制度」など、町民が参画する機会を設けて、町民の意見を聴きながら、町民と町による協働を推進するために別の条例等でその方策や取扱いを定めているの。

- ・安平町町民参画推進条例
- ・安平町住民投票条例
- ・安平町行政手続条例及び施行規則



第 4 章 協働と連携協力（第 16 条—第 22 条）

◇協働と連携協力については、「地域における人と人との繋がり」が最も大切と考えます。そこで、協働のまちづくりを進めるための担い手育成と生涯学習社会の実現を目指すとともに、地域づくりの中心となる自治会・町内会と町の連携を図るために、職員の役割の方向性を明らかにしています。

私たちが主役となって「まちづくり」を進めるためにも、コミュニティの役割って大事よね！町の役割として、地域と連携しながら地域活動を支える体制や町内団体の活動を積極的にサポートすることが書かれているのね！



新たな取組みに向けて

【地域サポート制度の創設に向けて】

町職員が町民の立場に立ち、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担いながら、連絡調整・地域課題解決・協働活動を中心に地域をサポートする制度のこと。

【あびら まちづくりファンド・安平町まちづくり事業支援交付金の創設】

町民が自主的に取り組むまちづくり活動を応援する資金として、「あびら まちづくりファンド」を平成 26 年度に創設しました。このファンドは、町や民間法人からの拠出金を原資として、町民が主体となって行う様々なまちづくり活動に対する助成事業（まちづくり事業支援交付金）の財源となります。

『コミュニティ』ってよく聞くけど、どういう意味？どんな団体のこと？

まちづくり基本条例では、主に次の 2 つのコミュニティを意味しています。

【地域コミュニティ】

一定のエリアに住む住民が集団の構成要素となっている団体、コミュニティのこと。
(例：自治会、町内会など)

【テーマ型コミュニティ】

特定のテーマ、課題において社会貢献を目指したり、一定の目的を持って活動を行う団体、コミュニティのこと。(例：NPO 法人、町内で活動する任意団体など)



第5章 政策活動の推進（第23条―第27条）

◇地方分権を進めるにあたり、行政の政策活動の根幹となる「総合計画（基本構想・基本計画）」の策定の根拠と「個別の計画」の位置づけを明らかにしています。また、財政的な裏づけとなる財政運営等を明らかにする「財政計画」、まちづくりの大きな柱である「行政改革」「行政評価」の位置づけなど、これまで安平町として各課において個別に取り組んできた計画の位置づけや体系化を図ることにより、共通理解によるまちづくりを進めます。

安平町では、たくさんの計画を策定しているけど、
ここで総合計画と各種計画の位置づけが分かるのよ！



- ◆総合計画：長期的な展望に立ち、まちづくりを総合的・計画的に町政運営を進めるための最上位計画のこと。
- ◆各種計画：最上位計画である総合計画と整合性を図り、対象となる特定分野に関する計画のこと。

※安平町では、現在40本以上の計画が策定され、各種施策や事業が展開されています。（平成26年8月末現在。数字は計画以外の名称を含んだ数字です。）

第6章 行政組織と職員（第28条―第30条）

◇行政組織の改革については、将来課題とビジョンを共有した中で行っていく必要性について規定しています。また、危機管理については、これまで防災計画やハザードマップ等で想定される災害に備えていますが、自然災害（風雨・地震・火災）のみならず、人や家畜、動物に対する伝染病、長時間停電など、危機管理対策の基本的な事項について規定しています。

◇職員を資源と捉え、将来にわたりどのような考え方で人事（採用・異動）を政策として行うのかなど、基本的な考え方を規定しています。

第7章 議会の役割（第31条―第32条）

◇議会は町の政策の意思決定機関であり、議員相互の自由な討議を重んじ運営する役割と責任を有し、また、議員は町民から選ばれた代表として町民意見等を把握し、町民の意思が町政に反映されるよう努めることを規定しています。

安平町議会における最高規範の条例

安平町まちづくり基本条例とは別に、議会では「安平町議会基本条例」を定めているのよ！

議会が私たちにとって身近なものとして、更には町民から信頼され存在感のある議会を目指すため、地方自治法と安平町まちづくり基本条例を遵守した内容になっているわ！



第8章 町民、町長及び職員の責務（第33条―第36条）

◇町民、町長、職員の責務については、まちづくりを進めていく上で必要となる基本的な責務について規定しています。

◇町民からの意見・要望・苦情等に対する対応について、誠実かつ的確な説明・応答責任について規定しています。

みんなで協働のまちづくりを進めるためにも、それぞれの責務を認識することが大切ね！



それぞれの責務のポイント

町民の責務	町民は、 ・まちづくりの主体として、互いに尊重し協力してまちづくりの推進に努めること。 ・まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つこと。 ・地域における人とのふれあいや町民の協力による様々な活動により、安全安心な住環境づくりなどに大きな役割を果たしていることを認識し、地域の絆を深めるよう努めること。 ・行政サービスに伴う負担を分担する責務を有すること。
町長の責務	町長は、 ・町民の信託に応えるため、町の代表者として公正かつ誠実にまちづくりを進めること。 ・町民の知恵や能力を最大限に活かし、協働のまちづくりを進めること。 ・職員を適切に指揮監督するとともに、自ら先頭に立ち協働のまちづくりを進めること。
町職員の責務	職員は、 ・その職責が町民の信託に基づくものであることを自覚し、常に町民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務に遂行すること。 ・まちづくりの専門職として、職務に必要な知識、技能等の能力向上のため、常に自己の研さんに努めること。 ・自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を深め、まちづくりにおける町民相互の連携が図られるよう努めること。

第9章 町民自治推進委員会と実行性の確保（第37条―第38条）

◇町民自治推進委員会の設置については、本条例を「育てる条例」と位置付け、この条例の運用状況や条例改正等を審議する委員会として規定しています。

条例をつくっただけで終わらせない仕組みづくりになっているんだ！

まちづくり基本条例は、制定することだけが目的ではないんだよ。
町民参画と協働を進めるためにも、まちづくり基本条例をみんなで育てていくことがポイント！

だから、まちづくり基本条例の理念と原則がしっかり遵守されているか、実行されているかなど、まちづくり基本条例の運用状況をチェックすることも必要で、その仕組みがしっかりとあるんだよ。

◆運用状況を調査・審議する機関として『安平町町民自治推進委員会』を設置

◆社会情勢などの変化に対応するため、そしてこの条例の形骸化(※)を防ぐため、条例施行から5年以内という上限を定めて見直し審議を行うこと。

※形骸化とは…成立当時の意義や内容が失われたり忘れられたりして、形ばかりのものになってしまうこと。



安平町まちづくり基本条例の構造

理 念

前 文 ・ 総 則 (第1章)

- ・ まちづくり基本条例 前文
- ・ 目 的 (第1条)
- ・ 条例の位置付け (第2条)
- ・ 定 義 (第3条)
- ・ まちづくりの基本理念と基本原則 (第4条)

町民自治推進委員会と実行性の確保 (第9章)

- ・ 町民自治推進委員会の設置 (第37条)
- ・ 条例の見直し (第38条)

権 利 と 役 割

情報の公開と共有 (第2章)

- ・ 情報公開 (第5条)
- ・ 情報提供と情報発信 (第6条)
- ・ 説明責任 (第7条)
- ・ 選挙 (第8条)
- ・ 個人情報の保護 (第10条)

行政組織と職員 (第6章)

- ・ 行政組織の編成 (第28条)
- ・ 危機管理体制 (第29条)
- ・ 職員政策 (第30条)

議会の役割 (第7章)

- ・ 議会の役割と責務 (第31条)
- ・ 議員の役割と責務 (第32条)

町民参画の推進 (第3章)

- ・ 町民参画の権利と責任 (第11条)

町民、町長及び職員の責務 (第8章)

- ・ 町民の責務 (第33条)
- ・ 町長の責務 (第34条)
- ・ 職員の責務 (第35条)
- ・ 意見、要望、苦情等への応答責任 (第36条)

制 度 と 仕 組 み

情報の公開と共有 (第2章)

- ・ 会議の公開 (第9条)

町民参画の推進 (第3章)

- ・ 参画機会と広聴制度 (第12条)
- ・ 住民投票制度 (第13条)
- ・ 行政手続 (第14条)
- ・ パブリックコメント (第15条)

協働と連携協力 (第4章)

- ・ コミュニティにおける町民の役割 (第16条)
- ・ 参加と協働 (第17条)
- ・ 担い手づくり (第18条)
- ・ 町と自治会、町内会との連携 (第19条)
- ・ 地域活動団体との連携 (第20条)
- ・ 地域間連携 (第21条)
- ・ 国、北海道及び他の市町村との連携 (第22条)

政策活動の推進 (第5章)

- ・ 総合計画の策定 (第23条)
- ・ 計画の体系化 (第24条)
- ・ 財政運営等 (第25条)
- ・ 行財政改革 (第26条)
- ・ 行政評価 (第27条)

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 情報の公開と共有（第5条—第10条）
- 第3章 町民参画の推進（第11条—第15条）
- 第4章 協働と連携協力（第16条—第22条）
- 第5章 政策活動の推進（第23条—第27条）
- 第6章 行政組織と職員（第28条—第30条）
- 第7章 議会の役割（第31条—第32条）
- 第8章 町民、町長及び職員の責務（第33条—第36条）
- 第9章 町民自治推進委員会と実行性の確保（第37条—第38条）

附則

前 文

私たちは、北から南へと清流あびら川に沿い、広大な自然と実り豊かな大地に抱かれ、農業・酪農・鉄道が融合したまちとして発展し、住み良い自然環境と交通の利便性を享受しながら、健康的で快適な暮らしを営んでいる安平町の町民です。

私たちは、先人の弛まぬ努力と英知によって開墾し興した生業の地に歴史を刻み、培われた風土と文化を受け継ぎ、新しい時代の進路を切り拓き、いつまでも住み続けられる自立した地域として、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのため、私たちが自治の主役として、自らの責任において主体的に考え積極的に行政に参加するとともに、「町民一人ひとりが夢を育むまち」、「明るく笑顔が広がる安全安心なまち」、「すべての福祉のために支え合うまち」、「生涯学習を推進し人権を尊重するまち」、「文化を育み心豊かに暮らすまち」、「のどかな住環境を未来のこどもに引継ぐまち」を目指していきます。

私たちは、こうしたまちづくりを実現するため、町民の権利と義務を明らかにし、すべての町民が互いに力を合わせ自分の役割を果たすための最高規範として「安平町まちづくり基本条例」を制定します。

【まちづくり基本条例を制定する理由】

平成12年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置付けが、それまでの国の下請け機能的なものから、国及び都道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変化するなど、近年、全国各地の自治体で地方分権改革が進展してきました。

安平町ではこうした地方分権の時代にあつて、地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、具体的な自治の仕組みや基本ルールをつくることが必要となり、「まちづくり基本条例」の策定作業に着手しました。

【前文の解説】

前文は、この条例の制定にあつての趣旨を明らかにするため、憲法と同様に設けることとしましたが、安平町では「町民憲章」を制定していないことから、これまで旧町の「町民憲章」が示していた町が目指すまちづくりの願いを「表徴」する役割も合わせ持たせています。

また、前文では、旧町がこれまで歩んできた歴史と雄大な自然の中で開拓してきた先人たちから受け継いだ地域特性（農業・酪農・軽種馬産地・鉄道文化・交通の要衝・チーズ発祥の地）を継承・発展させ、新たな安平町の風土として、知恵や文化を後世に語り伝え「人と人が繋がりを持ち、生涯にわたり活き活きと暮らすことがで

きる地域社会の実現」とともに、自然豊かな「循環型社会」の実現を目指し、身近なエコ活動の推進や自然環境を守る意識の醸成を図るなど、豊かな住環境を次の世代に引き継いでいくために必要となる「まちづくりの願い」を述べています。

さらに、前文では、それぞれの地域性や人権を尊重しつつ、お互いが敬愛し合えるまちを目指すとともに、一人ひとりの町民が情報共有のもと、自治の主役として、自らの責任において主体的に考え、積極的に行動することで、町民と議会と町が相互に補完し合いながら協働によるまちづくりを推進していくための「まちづくりの使命」や「まちづくりの理念」など、安平町が未来永劫栄えていくために必要となる基本的な考え方を述べています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

【解 説】

- ◆まちづくりの主役である「町民」と「議会」、「町」、「職員」が、それぞれまちづくりのために果たす役割と責任を明らかにすることにより、町民が主体となって安平町を目指すまちづくりの実現を図ることを、この条例の制定目的としています。
- ◆基本条例制定後にその理念を具現化する基幹的な制度を着実に進めることにより、まちづくり基本条例を「生きた条例」にすることができるかが課題であると同時に目的となります。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、町政運営における最高規範であり、町及び議会は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図ります。

【解説】

- ◆安平町が制定する「まちづくり基本条例」は、安平町の町政運営に関する最も基本的なことを定める最高規範の条例として定めるものです。よって、この「まちづくり基本条例」の内容を最大限尊重する姿勢により、他の条例の上位にあるものとして、町の憲法的な存在として位置付けるものです。

（定義）

第3条 この条例の用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、活動する人、町内で事業を営むものをいいます。
- (2) 町 町の執行機関となる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) コミュニティ 自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人のつながりの総体をいいます。
- (4) 参画 町の政策の企画、立案、実施及び評価の各段階に、町民が主体的に参加して関わることをいいます。
- (5) 協働 町民、議会、町がお互いの信頼関係に基づき、それぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことをいいます。

【解説】

- ◆この条例の「定義」については、用語の意味について解釈に誤解が生じないように、この言葉はこのような意味で使いますということを規定しています。
- ◆「町」とは、通常、町の執行機関に限定せずに「議会」を含めますが、町民に分かりやすい条例という意味から、「町」は「町の執行機関」という意味で使用するともに、第1章「総則」や第7章「議会の役割」など、議会について規定する場合においては、「議会」として「町（町の執行機関）」と区別して使用しています。
- ◆「コミュニティ」については、安平町のまちづくり基本条例の中でも重要となる部分となり、主に第4章「協働と連携協力」の中で使用していますが、コミュニティの中でも、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを特に「地域コミュニティ」といいます。また、特定の地域問題において社会貢献を目指すNPOや市民グループなどを「テーマ型コミュニティ」としています。

（まちづくりの基本理念と基本原則）

第4条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本理念と基本原則に基づいて推進します。

- (1) 町民が暮らしやすいまちにするため、情報の公開と情報の共有を図ります。
- (2) 町民の行動や団体の活動を活発にするため、町民参画の権利と責任を明らかにします。
- (3) 人と人の絆を育てるため、協働と連携の仕組みを築いていきます。
- (4) 次世代にまちづくりを引継いでいくため、行政の政策活動の透明化とともに、議会の役割と責務、町民、町長及び職員の責務を明らかにします。
- (5) 子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるとともに、人々が健康で活き活きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図ります。

【解 説】

- ◆まちづくりの基本理念については、第1条の目的を支える理念を明確にするとともに、前文で整理したまちづくりの将来的な姿を、より具体的な形（※基本原則を含む）として表すもので、安平町が目指すまちづくりの方向性を「安平町らしさ」として象徴する内容として規定しています。

第2章 情報の公開と共有

（情報公開）

第5条 町は、町民の知る権利を保障し、参画と協働によるまちづくりを推進するため、別に条例で定めるところにより、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有を図ります。

【解 説】

- ◆町は、公正で開かれた町政・町民参画と協働によるまちづくりを進めるため、町民が町政に関する情報提供を受ける権利（知る権利・取得する権利）を保障するとともに、職員が職務上作成し、又は取得した情報を積極的に公開し、情報共有を図ることを定めています。

- ◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町情報公開条例」及び「安平町情報公開条例施行規則」を平成18年3月に制定し、その適正な運用に努めています。

- ◆町は、まちづくりに関する情報を正確、かつ、適正に収集・提供できるよう「文書管理システム」を活用し、さらなる情報の整理、保存に努めていきます。

- ◆町は、出資や財政上の援助、事務の委託、又は職員を派遣している団体に対しては、必要に応じて、当該団体の会計及び運営等に関する文書の提出を求めることができ、また、町民は町に対しこれらの公開を請求できます。なお、出資法人等の情報公開については「安平町情報公開条例」で規定されています。

（参考：安平町情報公開条例）

第1条 この条例は、町民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにし、町民参加による開かれた町政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。

（情報提供と情報発信）

第6条 町は、町の保有する情報が町民の共有財産であることを認識し、適切な方法で町民に分かりやすく提供しよう努めます。

- 2 町は、まちづくりに関し町民の理解を得るため、様々な手段を活用した情報提供の充実に努めます。
- 3 町は、情報発信手段の充実に努め、町の魅力を広く町内外へ発信します。

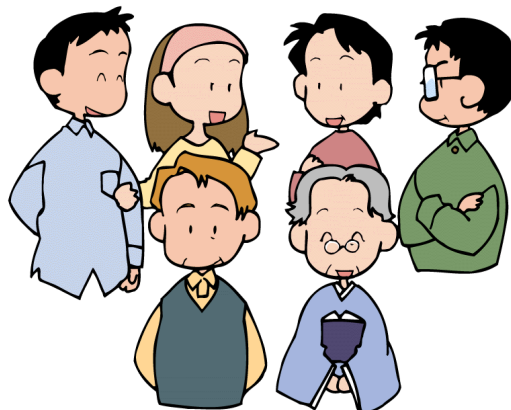
【解 説】

- ◆町の保有する情報は、町民共有の財産であり町民がまちづくりに参画するうえで不可欠なものであることから、提供時期や方法も考慮し、町民に分かりやすく提供することを規定しています。

- ◆情報の共有については、安平町情報公開条例第19条に規定されていますが、町政を推進するうえで町民が必要とする情報を積極的に提供し、町民がこれを適正かつ容易に利用できるよう、情報共有化の推進に努めていきます。

- ◆町では、町政に関する町民の公正な判断と理解を深める情報紙として配布する安平町広報紙を発行していますが、まちづくりに関して町民の理解を得るためには、様々な手段を活用して情報提供することを規定しています。

- ◆町は、様々な媒体を活用して町の魅力を町内外に情報発信すること、移住促進やまちづくりを推進するうえで必要なことから規定しています。



(説明責任)

第7条 町は、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有します。

【解 説】

- ◆町の説明責任については、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供とともに、分かりやすく説明（機会の設定）する責任を規定しています。
- ◆町が行う事業は、多種多様であることから、「安平町町民参画推進条例」において町民参画の対象となる事項を定めるほか、町民への影響が大きいと考えられる事業等について、町民に分かりやすく説明していきます。

(選挙)

第8条 町長及び町議会議員の候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

【解 説】

- ◆町長及び町議会議員の候補者は、選挙にあたり、政策判断ができるよう町政に関する自らの考え方を町民に示すことが、これからの地方自治体の選挙ではとても大切なことから、各候補者の努力規定として設けるものです。なお、その手法の一つとなる「選挙公報」の発行に関する規程を含めた詳細については、町選挙管理委員会等で検討を進めていきます。

(会議の公開)

第9条 町は、町政に対する信頼性と透明性を高めるため、別に条例で定めるところにより、原則として町民に会議を公開します。

【解 説】

- ◆町では、情報公開の趣旨を踏まえ、各種委員会、審議会、審査会などの会議については、行政に対する信頼性と透明性を高めるため、町民の求めにより原則公開としますが、コスト面から会議のインターネット配信については、議会中継に限定しています。なお、傍聴が予定される会議、審議会等の開催日時については、町民が傍聴及び参加可能な時間に配慮することとします。
- ◆実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとします。ただし、安平町情報公開条例第7条に規定されています「法令又は他の条例の規定により公開できないもの」をはじめとする「公文書の非公開情報」の内容を含む議題を審議する場合には、非公開とすることとしています。

(参考：安平町情報公開条例)

第20条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の内容が第7条各号のいずれかに該当し、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りでない。

*同条例第7条第1号から第7号に非公開内容を規定

(個人情報の保護)

第10条 町は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、町が保有する個人情報を適正に取り扱います。

【解 説】

- ◆町が保有する情報の公開（第5条）を保障する一方で、町民の基本的な人権を守り、信頼される町政を運営するため、町が保有する個人情報の適正な利用と管理を進めることについて規定するとともに、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町個人情報保護条例」及び「安平町個人情報保護条例施行規則」により、その適正な運用に努めています。

(参考：安平町個人情報保護条例)

第1条 この条例は、町が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、町民の基本的な人権の擁護及び民主的な町政の推進に資することを目的とする。

第3章 町民参画の推進

(町民参画の権利と責任)

第11条 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有します。

- 2 町民は、まちづくりへの参画に関して自らが主役としての責任と役割を担い、積極的に参画することに努めます。
- 3 町民は、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりのため、地域環境に配慮しながら、人々のつながりを大切にして、地域発展に資する活動や多角的な国際交流活動に心がけます。

【解 説】

- ◆町民参画の権利と責任については、地方分権社会にあつて基本的な事項であり、年齢、性別、国籍の違い、しょうがいの有無にかかわらず、町民がまちづくりの主体（主役）となつて、まちづくりに参画する権利を保障すると同時に、町民参加・参画を積極的に進めることを規定しています。
- ◆町では、町民参画を積極的に進める上で、「説明責任（第7条）」の規定により、まちづくりに関する情報を分かりやすく説明する責任があり、町政に参画する町民は、自らの活動に責任を持つことを規定しています。
- ◆町民がまちづくりに参画するにあつての「気持ちの持ち方」や「自発的な交流活動」などの考え方を示しています。

(参画機会と広聴制度)

第12条 町は、町政の基本的な事項を定める重要施策等の策定において、町民参画を基本に進めます。

- 2 町は、町民の意見を政策に反映させるため、重要施策等の策定にあつては事前に説明の機会を設けることに努めます。
- 3 町は、町民からの提案、意見、相談、苦情、照会を聴取するための広聴制度を確立し、政策に反映させるための幅広い意見聴取に努めます。
- 4 町民の町政参画については、別に条例で定めます。

【解 説】

- ◆町が重要施策等の策定にあたり、様々な形で町民の意見を聴き政策に反映させる仕組みが重要となつており、広聴制度の確立により町民が策定段階から参画できるようにすることに努めると規定しています。

◆「重要施策等」の内容は「安平町町民参画推進条例」で規定しています。重要施策等の策定にあたっては、事前に説明の機会を設けることに努めると規定しています。

◆町民の意見聴取等についてはこれまでも「まちづくり懇談会」や「住民提案制度」がありましたが、「より多くの町民の声」を聴くため、「どのような時」「どのような方法」で行うかなどの枠組みが必要となっており、具体的な広聴制度について確立し、個々の取組を充実させていくことに努めると規定しています。

◆旧安平町まちづくり委員会委員のように、町政の基本的な事項を定める計画等の策定過程に関わる委員については、公募による委員を含めることが必要となります。

(住民投票制度)

第13条 町長は、町に関わる重要事項について、直接、住民（町内に住所を有する人。以下同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 住民投票は、住民、議会からの請求又は町長の発議があったときに実施します。

3 町民、議会、町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。

4 住民投票の実施に関する手続、その他必要な事項については、別に条例で定めます。

【解 説】

◆住民投票制度は、これまでも多くの自治体の基本条例で定めており、町民が意思決定へ参画する社会的装置としての意義は大きなものがあることから規定するものです。

◆現在の地方自治制度においては、選挙で選ばれた町長や議員が民意を反映する間接民主制を導入しており、住民投票の結果の法的拘束力に関しては法律上定めがありません。従って第3項において、町民参画の趣旨からも住民投票結果を町民の意思として尊重する基本的事項について規定するものです。

◆町の住民投票制度は、案件ごとにその都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する「非常設型」の制度ではなく、重要事項について町長、住民、議会の3者から提案及び請求できる「常設型」を考えています。これは、住民投票が必要とされる事案が発生した場合、速やかに住民投票の実施を可能にするためです。



(行政手続)

第14条 町は、町民の権利利益保護を図るとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

2 前項に関して行う処分、行政指導と届出に関する手続については、別に条例で定めます。

【解 説】

◆町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利や利益を保護するため行う処分、行政指導や手続きを透明で公正に行うことを規定しています。

◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町行政手続条例」及び「安平町行政手続条例施行規則」を平成18年3月に制定し、その適正な運用に努めています。

(参考：安平町行政手続条例)

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第46条の規定に基づき、法の規定が適用されない処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(パブリックコメント)

第15条 町は、重要施策等の策定にあたっては、町民の意見を政策に反映させるため、パブリックコメント制度を推進します。

2 前項のパブリックコメント制度に関する必要な事項については、別に条例で定めます。

【解 説】

◆パブリックコメント制度については、これまで「安平町民意見提出手続実施要綱（平成19年6月1日安平町訓令第9号）」により取り行ってきましたが、まちづくり基本条例で制度の推進について明記しました。

◆まちづくり基本条例施行後は、安平町町民参画推進条例の中で規定しています。

◆「重要施策等」については、第12条の解説で説明したとおりです。

第4章 協働と連携協力

(コミュニティにおける町民の役割)

第16条 町民は、コミュニティのつながりを大切にするとともに、地域課題の解決と困っている人を支え合う活動に積極的に参加する役割を担います。

2 町民は、豊かな暮らしの実現のために、文化、芸術、スポーツ等を媒体として、お互いに理解し合う姿勢で協力し合い、活気あふれるまちをつくれます。

【解 説】

◆安平町総合計画の柱として掲げる「活気あふれるコミュニティが支えるまち」の創造のために、地域のコミュニティの役割が重要となります。ここでは、町民が担う役割について、第11条に規定された「町民参画の権利と責任」との整合を図りつつ、公共団体が担うことができない「ボランティア活動」や「社会貢献活動」で期待される町民の役割について規定しています。

◆第4章の中で規定している自治会・町内会などの「地域コミュニティ」やNPO団体などの「テーマ型コミュニティ」に期待される町民の役割について規定しています。

(参加と協働)

- 第17条 町長は、まちづくりにおけるコミュニティの役割を認識し、地域の課題解決のため、地域住民との情報を共有し、安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりに努めます。
- 2 町は、コミュニティ施策の基本的な考え方や町民の組織的活動の進め方について、別に定めます。
- 3 職員は、地域住民とのコミュニケーションを図るため、地域活動に積極的に参加し地域課題の収集に努めます。
- 4 職員は、自治の可能性を広げるための研鑽を積み、地域活動に際して地域が望む役割を担うことに努めます。
- 5 町内で事業を営むものは、地域の環境に配慮し地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに寄与できるよう努めます。また、まちづくりに関する様々な地域活動に参加するなど、協働のまちづくりの一翼を担うことに努めます。

【解 説】

- ◆町民と町は、それぞれの役割と責任に基づく自主性や主体性を尊重し、お互いに協力し合いながら、地域の様々な課題解決に取り組む「協働のまちづくり」を進め、人々の繋がりが感じられ、安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを規定しています。
- ◆コミュニティ施策の基本的な考え方や、町民組織・活動の進め方については、方針等を定めることを規定しています。
- ◆町民参加と協働のまちづくりを進めるため、町としての役割とともに、職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことを規定しています。
- ◆町内の企業や事業者が協働のまちづくりの一翼を担い、地域のために環境保全活動などに積極的に参加することを規定しています。

(担い手づくり)

- 第18条 町は、協働のまちづくりを進めるため、担い手の育成に努めるとともに、町が目指す生涯学習社会の実現と教育目標を達成するため、生涯学習計画を策定します。
- 2 町は、協働のまちづくりと生涯学習社会の実現を図るため、家庭教育・地域教育・学校教育・社会教育における各種事業の実施とともに、福祉、農業、住環境などあらゆる分野の人材育成、団体育成、担い手の発掘に努めます。
- 3 町は、協働によるまちづくりを推進するため、生涯学習及び社会教育活動の拠点となる公民館の整備と公民館活動の推進に努めるとともに、学校をはじめとする教育・文化スポーツ施設及び町内の公共施設が地域に開かれ、有効利用されるよう整備に努めます。
- 4 前3項を推進するにあたり、協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりに主眼を置きながら、個人が学習し得られた知が地域社会の中で循環し、さらなる創造を生み出す生涯学習社会の実現を目指します。
- 5 町は、次世代を担う子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。

【解 説】

- ◆安平町が協働のまちづくりを進めるために欠かすことのできない「担い手づくり（人づくり）」に力を注ぐとともに、安平町における生涯学習社会の実現を図るため策定する「生涯学習計画」の策定根拠を明らかにしています。
- ◆人づくりは、子どもから青年、成人、女性、高齢者等、世代や性別を超えて町民全体で進めていかなければなりません。また、日常における、全ての町民の様々な活動や取組こそが地域を創っていることから、生涯学習の概念のもと全ての世代で積極的主体的に活動する人材を育成し、活動を支援することがひいては地域づくり、まちづくりにつながると考えられます。そこで、本条では「人づくり（担い手づくり）」と「協働の仕組みづくり」について規定しています。
- ◆人づくり（人材育成・団体育成等）を柱にしたまちづくりを進めるため「生涯学習計画」に基づいた各種事業の普及とともに、生涯学習社会の実現のため、社会教育的手法により、あらゆる分野における事業の実施と人材育成、団体育成に取組むことを規定しています。
- ◆公民館は、追分・安平・早来・遠浅の4地区の生涯学習活動の拠点となる施設であり、多様な学習機会の提供、自主的な学習活動の支援、学習成果活用の支援、学習情報提供、学習相談などを行っています。
- ◆町民の権利を有する子ども（満18歳未満の町民）を、次代の社会の担い手として健やかに成長できるように、子どもの成長過程において必要とされる「保護」及び「支援」の必要性と子どもが健やかに育つ環境の整備に努めることを規定しています。

(町と自治会、町内会との連携)

- 第19条 町は、自治会及び町内会（以下「自治会等」という。）との連携を図るため、職員の自主性に基づき、職員が自治会等をサポートすることに努めます。
- 2 前項に規定する地域をサポートする職員は、行政と地域とをつなぐ役割を担います。
- 3 地域をサポートする制度について必要な事項は、別に定めます。

【解 説】

- ◆町と自治会・町内会等との連携については、町民参加と協働のまちづくりを進めるため、職員が日常の地域生活の中において、自治会・町内会を支えるサポーターに徹しながら、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことを規定しています。
- ◆職員の自主性に基づく地域をサポートする制度の運用にあたっては、自治会等との調整などが必要となる場合があることから、安平町地域サポート制度実施要綱を定め運用していきます。

(地域活動団体との連携)

- 第20条 町は、地域課題の解決及び地域の活性化のために行われる公益的な団体活動の支援に努めます。
- 2 町は、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重し、その公益的な活動の積極的な支援に努めます。

【解 説】

- ◆安平町が目指すまちづくりには、地域で活動している各種団体と

の連携とともに、そうした団体が「新しい公共」の役割の一部を担うことが不可欠と考えています。そこで、公共団体が担うことができない「ボランティア活動」や「社会貢献活動」など、地域で活動する福祉団体やNPO団体などの「テーマ型コミュニティ」に期待する役割について規定しています。

◆これら団体が行う事業(取組)については、町の活性化の動きそのものであり、町として公益的活動やボランティア活動が安定して行われるようまちづくりを支援する交付金などの支援策を新たに設けるなど、地域づくりの事業の促進を図る必要があります。

◆既存の団体や文化・スポーツサークルなどについても、個々の団体・サークル活動が円滑に進むために必要となる支援を積極的に行っていく必要があります。

(地域間連携)

第21条 町は、町内各地域の連携を図るため、地域の自主性を尊重し、様々な地域間交流が行われるように努めます。

【解 説】

◆地域間の連携については、早来地区(3地区)と追分地区の融合を図るため、お互いの地域を分かり合う関係や、他の地域への思いやりを大切にする関係の構築を目指します。

◆地域文化の違いや地域の自主性を尊重し、安平町内の地域間ではどのような協力や連携が可能なのかについて時間をかけた議論とともに、具体的な地域間交流の取組が大切となります。

(国、北海道及び他の市町村との連携)

第22条 町は、地域の共通する課題を解決するため、国や北海道、他の市町村との連携を図るとともに、協力体制を確立し、町の課題解決に向けて情報交換を積極的に行うように努めます。

2 町は、他の市町村との交流を図り、友好関係の構築に努めるとともに、まちづくり施策を強く打ち出し、交流人口、定住人口の増加に向けて努力します。

【解 説】

◆国、北海道、他の市町村と、過疎化・人口減少・雇用問題など、地域の共通する課題に連携し、解決に取組んでいくことを規定しています。

◆他の市町村との交流を図ることにより友好関係の構築や先進事例等の情報交換を行い、積極的に取組むとともに、過疎対策としての移住・定住の取組を町内外へアピールし、町民が安平町のまちづくりに自信と誇りを持って取組んでいくことを規定しています。

◆町が地域の課題を解決するため、町の優れた政策を考え、国や道に政策提案することも視野に入れながら補助制度等を活用し、町の交流人口・定住人口の増加を図ることが必要となります。

第5章 政策活動の推進

(総合計画の策定)

第23条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本構想及び基本計画(以下、これらを「総合計画」という。)を、この条例の理念に基づき策定します。

【解 説】

◆安平町総合計画の基本構想は、地方自治法(昭和22年法律第67

号)第2条第4項の規定に基づき策定しましたが、地方分権改革推進計画に基づく平成23年度の地方自治法改正により、基本構想の策定義務が廃止されたことから、安平町としての総合計画の策定根拠を規定するものです。

◆町は、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画を策定し、その構成は「基本構想」「基本計画」と規定しています。

◆基本構想とは、まちの将来像や施策の大綱を示すもので、その実現に必要な施策、事業を表すのが基本計画です。

◆総合計画の期間は、現状では、将来構想10年、基本計画は前期5年、後期5年で、後期基本計画は、平成24年度から平成28年度を計画期間としています。ただし、現在の計画期間が長すぎるとの意見もあり、今後、計画期間について十分検討します。

◆現在の総合計画では、基本計画の基本的施策を具体的な計画とする「実施計画」を策定していますが、この実施計画の在り方については、行政評価や予算編成と併せて、行政改革の観点から検討しています。

◆総合計画の策定時には町民を含めた組織を構成して、「参画機会と広聴制度」(第12条)及び「パブリックコメント」(第15条)の規定に基づき事前説明等に努めます。



(計画の体系化)

第24条 町は、基本となる各種計画の策定においては、前条に規定する総合計画との整合性を図ります。

2 町が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に根拠を置くものとします。

【解 説】

◆個別に定める各種計画(下記参照。指針等名称は計画でなくても同趣旨のものも含みます。)は、安平町の最上位計画である総合計画と整合性を図ることを規定しています。

◆これまで町が策定してきた安平町の個別に定める各種計画の改正や、新たに計画等を策定するにあたっては、町として全体的な計画の整合性や体系を把握することが大切となるため、総合計画を最上位計画と位置付けた個別計画の体系化を図ることを規定しています。

◆町が策定する各種計画には、「安平町地域防災計画」「安平町過疎地域自立促進市町村計画」「安平町土地利用計画国土利用計画」などの法律の規定に従い策定する計画と「第2次安平町行政改革プラン」、「安平町住宅総合計画」、「安平町生涯学習計画」など、町が独自に政策推進のために策定する計画があります。第1項では、これら各種計画の策定、見直しには総合計画との整合性に留意し

で策定することとしています。

- ◆法律を根拠として策定する計画に定める政策施策や災害時などの緊急を要する事業を除き、政策、施策や事業を実施する根拠は、総合計画に示されていなければならないとしています。

法律根拠の計画（一部）
地域防災計画、国民保護計画、男女共同参画計画、過疎地域自立促進市町村計画、耐震改修促進計画、土地利用計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、酪農・肉牛生産近代化計画、鳥獣被害防止計画、森林整備計画、公共下水道事業計画、地域福祉総合計画、次世代育成支援対策行動計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、しょうがい福祉計画、健康あびら21
町独自の計画（一部）
第2次行政改革プラン、総合計画（基本構想、基本計画）、中期財政計画、徴収事務基本方針、徴収事務処理計画、滞納対策計画、住宅総合計画、公営住宅等長寿化計画、公共施設活用実施計画、農業・農村振興計画、保育計画、町道整備計画、町道橋長寿化修繕計画、普通河川整備計画、公園長寿化計画、生涯学習計画

（財政運営等）

第25条 町は、効率的で効果的な財政運営を図るため、総合計画に基づく財政計画を策定します。

- 2 町は、保有する財産の適正な管理に努めるとともに、財政運営の状況を分かりやすく公表します。
- 3 町は、必要に応じ専門性と独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとします。

【解 説】

- ◆安平町が将来にわたり自主自立的な財政運営を行うため、総合計画に基づいた事業実施と自主財源の確保や行政改革による無駄のない予算執行を行うため、これまで同様「財政計画」を策定し、財政の健全化を図ります。
- ◆町有財産の適正な管理及び財政計画に基づく財政運営について「町の財政状況」や「わかりやすい予算書」などにより、町民に公表する根拠として規定しています。
- ◆地方公共団体の監査機能として監査委員がありますが、監査機能の専門性と独立性を高めるため、必要に応じて外部監査制度の導入を規定しています。
- ◆財政計画は、歳入歳出費目を積上げ、10年先の歳入歳出状況、地方債残高、基金残高等を推計しますが、平成21年の衆議院議員選挙による政権交代以降の地方財政は複雑であり、社会経済情勢の変化が早い現代においては、簡単に長期的な財政計画を策定することは難しく、実施計画と同様に財政計画も毎年度見直しを行うこととしています。また、地方交付税も合併特例が縮小に向かうことから、「入るを量りて出づるを為す」ことが必要です。
- ◆町の財政状況は、地方自治法第243条の3第1項及び安平町財政状況の作成及び公表に関する条例で、その作成と公表の内容、方法が規定されています。安平町では、毎年6月と12月に歳入歳出予算の執行状況、住民負担の状況、地方債の現在高等を町広報紙

に掲載しています。また、平成21年4月から毎年1回、「わかりやすい予算書」を総合計画の構成形式で発行しています。

- ◆旧安平町まちづくり委員会の中で、財政関係の外部チェック機能を果たしている議会とは別な仕組みによる外部評価（外部監査）の必要性が議論されました。これを受け、必要な事案が発生したときに外部監査を実施する規定を追加するとともに、財政運営等の外部評価についても、「行財政改革（第26条）」及び「行政評価（第27条）」の取組の中で規定しています。
- ◆地方公共団体の監査は、地方自治法195条第1項に「監査委員を置く」と規定されており、財務監査、決算審査、例月現金出納検査等を実施しますが、この監査委員に加えて地方自治法を改正して導入されたのが外部監査制度です。外部監査制度は、地方公共団体の監査機能の専門性、独立性を強化して、住民の信頼を高めることを趣旨とし、その目的は、「住民福祉の増進と費用対効果の効率化」、「組織、運営の合理化と適正化」にあります。
- ◆外部監査制度には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があり、弁護士、公認会計士、税理士と外部監査契約を締結します。包括外部監査の実施には外部監査の種類、外部監査の対象、外部監査を請求できるものなどを規定する条例を別途設けることになります。

（行政改革）

第26条 町は、安定した行政運営のため、その基本的な考え方と具体的な改革事項に関する計画を策定し、常に行財政改革を進めます。

【解 説】

- ◆安平町では、これまで平成18年度に策定した行政改革大綱及び集中改革プランにより行政改革を進めてきましたが、これら行政改革を進めるための計画の策定根拠を明確にするとともに、国の法令や北海道条例の改正などに左右されない、安平町としての改革の立ち位置を規定しています。
- ◆これまでの行政改革大綱及び集中改革プランを引継ぐ「第2次安平町行政改革プラン」を策定、推進していきます。なお、行政改革プランの策定及び見直しにあたっては、行政改革の取組結果と積み残し案件を精査、反映させるとともに、財政削減を中心とした財政改革に偏らないよう、行政運営システムの改革を含めた見直しのバランスを図ります。
- ◆さらに、「新たな仕組み」を常に検討するなど、不断の行政改革の意識により推進していくことを規定しています。



(行政評価)

- 第27条 町は、重要な施策等について行政評価を実施し、その結果を町民に分かりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めるものとします。
- 2 町は、行政評価を実施するにあたっては、町民意見を反映し、客観的な手法を用いるように努めるものとします。
- 3 前2項に定めるもののほか、行政評価に関して必要な事項は、別に定めます。

【解 説】

- ◆「重要な施策等」は、評価、公表、施策反映の規定ですが、「行政評価」とは、町の行政活動を客観的に評価して、その評価結果を行政運営に反映させることを目的としています。
- ◆評価の実施方法の原則として、町民意見の反映と客観性を規定しています。
- ◆行政評価の手法等を別に定めると規定していますが、当面は平成21年度策定の「安平町行政評価システム導入計画」に基づき運用を図りながら、新たな行政評価制度の確立を推進します。
- ◆安平町では、現時点で行政評価制度は確立していません。現在、町が行っている行政評価としては、総合計画の実施計画のヒアリング時における行政内部での事前評価及び途中評価と、行政改革推進委員会を外部評価機関として位置付け、総合計画に基づく事業や町民に大きく影響する施策、行政改革プランの達成度評価等を実施しています。
- ◆新たに作る行政評価制度は、評価の対象、評価の種類、評価の実施方法などを規定し、「客観的な手法で定量的な実施」、「結果を政策施策に効率的に活用・反映」、「情報を分かりやすく公表」を基本原則とします。
- ◆第23条の総合計画の策定で触れたとおり、「実施計画」、「行政評価」、「予算編成」の3つの業務を一体化させ簡素で効率的な業務システムを検討していきますが、行政評価の評価結果を活用し、町政に反映させ、政策の充実と透明性の向上に努めます。

第6章 行政組織と職員

(行政組織の編成)

- 第28条 町は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で横断的な連携を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営に努めます。
- 2 町は、行政組織の新設、統廃合を行う際には、職員数の推移を考慮し、長期的な視点に立った機構改革に努めます。

【解 説】

- ◆行政組織の編成については、職員定員適正化計画との整合を図りながら、長期的な視点で取り組むための仕組みが必要となることから、行政組織体制の基本的な考え方を規定しています。
- ◆行政組織の新設、統廃合については、第1項の短期的な情勢変化への対応と、第2項の長期的な視点に立った改革をバランス良く行うことが重要となります。

(危機管理体制)

- 第29条 町は、災害等の緊急事態から町民の生命、身体及び財産を守るため、総合的かつ機能的な危機管理体制を整備します。
- 2 町は、町民及び関係機関との協力及び連携を図り、防災訓練を行うなど災害等に備えます。

- 3 町民は、災害等の発生時は、自らを守る努力をするとともに、自らの果たす役割を認識し、地域で支え合う仕組みに参加協力します。

【解 説】

- ◆安平町防災計画やハザードマップなどで想定される災害に備え、定期的に庁舎内の危機管理体制の整備、周知を行うとともに、町民や関係機関と連携した防災訓練（行動訓練・図上訓練）による危機管理意識の向上を図ります。
- ◆新型インフルエンザ、家畜伝染病（鳥インフルエンザ、口蹄疫）など、近年これらの感染対策の重要性が高まっていますが、これらの伝染病対策については、北海道や町のマニュアル等に基づき対応しています。
- ◆異常気象の頻度が増し、これまで以上集中豪雨や落雷が多くなることに起因した「長時間停電」についても、住民生活のみならず、危機管理体制の中核である役場庁舎機能にも重大な影響を及ぼすことから、ライフラインや情報機器を含めた長期停電対策の整備充実化とともに、様々な災害等を想定した全町的な危機管理体制の整備を進めます。
- ◆町が実施する防災訓練への参加や自主防災組織設立に対する支援とともに、災害時要援護者登録制度など、災害時に自力で避難することが困難な方を支援する善意と地域の助け合いによる「地域で支え合う」仕組みづくりへの参加促進とともに、意識啓発を図ります。
- ◆安平町は、活断層を含む「石狩低地東縁断層帯主部」の場所に存在しています。こうしたことから、通常の地震対策に加え自衛隊の弾薬庫や燃料庫の被害状況等の把握による危機管理体制の強化も重要となります。（※防災計画との整合を図ります。）

(職員政策)

- 第30条 町は、多様化する町民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成に努めます。
- 2 町は、政策形成能力、説明能力等を高めるため自己研鑽を図る職員に対し、多様な研究機会の保障に努めます。
- 3 町は、職員を町の貴重な人的資源として捉え、職員の計画的な採用及び将来を見据えた適正な人事配置に努めます。

【解 説】

- ◆社会情勢の変化により、町民のニーズも高度化・専門化していることから、これらに対応できる知識や能力を持った職員の人材育成に努めなければならないことを規定しています。
- ◆町では、平成18年度に「安平町人材育成基本方針」を策定し、合併という大きな情勢の変化や多様化する行政ニーズに適切に対応できる職員の育成に努めてきましたが、地域主権時代を迎え、職員には、さらにプロとしての高い専門能力などが求められることから、平成24年度に「安平町人材育成基本方針」を全面的に改正し、町民との協働によるまちづくりを進めていくことのできる人材の育成に努めています。
- ◆「政策形成能力、説明能力等」の「等」については、読解力・使命感・倫理観に加え、法制能力・対人交渉等の能力など多岐にわたるもので、具体的には、先進地の視察、団体との交流、勉強会参加などを想定しています。よって、勤務日のみならず、土・日曜日・祝日など、勤務日以外に自己研鑽のため参加する職員に対し、休暇の付与や組織としての精神的な支えなど、側面的に支援

することにより多様な研究機会を保障することを規定しています。

◆行政組織を構成する職員自身が専門分野や知識を広く究めるため、自己研鑽する職員に対し、側面的に支援することにより組織力の向上を図ります。

◆職員の任免・給与・勤務時間等の人事行政の運営状況の公表については条例を制定済みですが、職員を資源と捉え、将来にわたりのような考え方で人事（採用・異動）を政策として行うのかなど、基本的な人事の考え方を規定しています。

◆安平町職員の年齢構成には大きな偏りがあり、職員採用数の抑制から年齢構成バランスの改善が短期間には進まない状況から、こうした改善を長期的に進めていく必要があります。（※職員の構成バランス：年齢、男女比率、専門職の数、高卒・大卒など）

第7章 議会の役割

（議会の役割と責務）

第31条 議会は、町的意思決定機関であり、行政との緊張を保持しながら適正に監視するとともに、立法等の町の重要な政策を決定する役割を果たします。

2 議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点を広く明らかにします。

3 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、調査活動と立法活動の充実を図ります。

4 議会は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。

5 前各項に規定するもののほか必要な事項は、別に条例で定めます。

【解 説】

◆議会が町の政策の意思決定を行う機関であることを明記するとともに、議会に係る基本的な事項について規定しています。なお、議会改革など議会運営については、議会が「安平町議会基本条例」により定めています。

◆議会が、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うとともに、議員相互の自由な討議を重んじることにより、地方自治の適正な運営に努めなければならないことを規定しています。

（議員の役割と責務）

第32条 議員は、地域の発展と教育文化及び町民全体の福祉の向上を目指して活動する役割を果たします。

2 議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高めるために自己研鑽により、町民の信託に応えます。

3 議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その倫理性を自覚して公正に活動します。

【解 説】

◆議員は、町民から選ばれた代表としての自覚と責任を持ち、議員各自が「地域の発展」「教育文化の向上」「町民全体の福祉の向上」に努めることについて規定しています。

◆議会としての責務と同様、多くの町民の声を聞き、意見等を把握し町民の意思が町政に反映されるよう努めることについて規定しています。

◆町が発展していくためには議員活動が活発に行われることが重要であり、そのための自己研鑽の必要性について明記しています。

第8章 町民、町長及び職員の責務

（町民の責務）

第33条 町民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりの推進に努めます。

2 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

3 町民は、地域における人と人との触れ合いが、個人の人間形成や、安全安心な住環境、地域文化の継承などに大きな役割を果たしていることを認識し、地域の絆を深めるように努めます。

4 町民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します。

【解 説】

◆協働のまちづくりを進めていくためには、主体となる町民のまちづくりへの参画が重要です。よって、イベントやコミュニティ活動など様々な場面で町民が主体的に参画・行動することが安平町の持続的な発展に必要不可欠であることから、これらを町民の責務として規定しています。

◆安平町では、これまで「安全安心な住環境づくり」を進めるため、町民の協力により様々な活動（防犯・防災・地域文化活動など）を行っており、これらの根拠を規定しています。

◆地方分権社会にあつて、地域のことは地域が主体的に担っていくことが求められており、様々な行政サービスには、住民の財政的負担や参加による負担が必要となることから、これらの責務を果たすよう努めることを規定しています。

（町長の責務）

第34条 町長は、この条例の基本理念に基づき、町民の信託にこたえるため、町の代表者として公正かつ誠実にまちづくりを進めます。

2 町長は、この条例の基本理念を実現するため、町民に潜在する優れた知恵や能力を掘り起こし、協働のまちづくりを進めます。

3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、自ら先頭に立ち協働のまちづくりを進めます。

【解 説】

◆町長は、住民から選挙で選ばれまちづくりを信託されていることから、その責務を自覚し、公正で民主的、かつ、効率的なまちづくりを推進する責務について規定しています。

◆町長が、この条例で定める「基本理念と基本原則」を進めるにあたり、町民の知恵や能力を最大限に活かし、行政と町民との協働によるまちづくりを推進する責務について規定しています。

◆町長は、町民の信頼に応えるよう人材育成を図り、職員を適切に指揮監督するとともに、自ら先頭に立ち、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を規定しています。

（職員の責務）

第35条 職員は、その職責が町民の信託に基づくものであることを自覚し、常に町民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、まちづくりの専門職として、職務に必要な知識、技能等の能力向上のため、常に自己の研鑽に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を深め、まちづくりにおける町民相互の連携が図られるよう努めます。

す。

【解 説】

◆職員は、地方公務員法第30条のサービスの根本基準などの規定を遵守することは当然ですが、常に町民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行することを改めて規定しています。

◆職員は、地方分権時代に対応できる専門性が求められることから、まちづくりのプロとしての自覚を持ち、常に自己研鑽することにより、職務に必要な知識や技能の向上に努めることを規定しています。

◆職員は、地域の一員として、地域のまちづくりに積極的に参加し、町民との信頼関係を深めるとともに町民相互の連携を図り、町民主体のまちづくりを進めていくことを規定しています。

(意見、要望、苦情等への応答責任)

第36条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実かつ的確に応答します。

2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等に関わる権利を守るための仕組み等について説明するとともに、その対応記録を作成します。

【解 説】

◆町の説明及び応答責任については、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供とともに、分かりやすい説明(機会の設定)や、町民からの意見・要望などに対する回答責任などがあります。

◆町は、意見、要望、苦情などがあったときには、町民相互の声に総合的に応答する姿勢や仕組みが重要であり、これまで実施してきた文書などによる「住民提案制度」のみならず、町民との日常会話や電話、Eメールによる応答などを含めた規定としています。

◆職員全員が町民からの苦情に対応し、誠実かつ的確に対応するためには、職員一人ひとりの意識改革や対応能力のレベルアップが必要となります。

◆町は、苦情等の応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成することを規定しています。

◆「説明責任」については、第7条に規定していますが、これは、まちづくり基本条例の中で「説明責任」を明確に規定するものであり、本条の「応答責任」にも密接に関係してきます。

第9章 町民自治推進委員会と実行性の確保

(町民自治推進委員会の設置)

第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会(以下「委員会」という。)を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

【解 説】

◆まちづくり基本条例を「育てる条例」として位置付け、条例施行後、本条例が遵守されているか、また、実行されているかなど、「まちづくり基本条例」の運用状況を調査・審議する機関として位置付けています。

◆町の各種委員会には、法律の定めで設置が規定されている「法定委員会」と町が独自の判断で設置している「任意設置委員会」の2種類があり、この町民自治推進委員会は任意設置委員会となり

ます。

◆「安平町町民自治推進委員会条例」では、所掌事務、組織、会議の方法など詳細に定めていますが、第12条「参画機会と広聴制度」の第4項で規定する「安平町町民参画推進条例」にも深く関連することから同条例においても委員会の役割を規定しています。

(条例の見直し)

第38条 町長は、社会情勢などの変化に対応するため、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに見直し、及び検証を行い、将来にわたりこの条例を育て発展させていきます。

【解 説】

◆まちづくり基本条例を最高法規(規範)として、名実共に安平町の憲法とする考え方に基つき規定しています。

◆現在、地方自治制度の変革の時期にあること、さらに、安平町のまちづくりの成長過程に合わせ、この条例を町民が見守る中で「育てる条例」に位置付け、5年以内という上限の期間を定め、前条に規定する「町民自治推進委員会」において見直し審議を行うことにより、本条例の形骸化を防ぎます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

【解説】

安平町まちづくり基本条例の施行期日については、次の規則により定めています。

安平町まちづくり基本条例の施行期日を定める規則

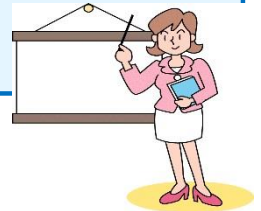
安平町まちづくり基本条例(平成25年安平町条例第32号)の施行期日は、平成26年12月26日とする。



▲町内団体による絵本読み聞かせの様子

安平町町民参画推進条例

平成26年12月26日に施行された「安平町町民参画推進条例」は、まちづくりへの町民参画と協働に向けて、行政が実施する施策のうち町民生活に大きく関連するものを企画・計画する場合には、その決定前に町民の意見を聴くことを義務付けるなど、町民参画の手法をルール化したものです。



町民参画の手続きの実施方法等

(1) 町民参画の対象となる重要施策等

町は、次の6項目に該当する施策等の実施・策定にあたり、事前に町民参画の手続を行います。

① 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更

例) 安平町総合計画（基本構想と基本計画）、安平町地域防災計画、安平町過疎地域自立促進市町村計画、安平町都市計画マスタープラン、安平町地域福祉総合計画 など

② 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃

例) 安平町まちづくり基本条例、安平町町民参画推進条例、安平町環境基本条例、安平町情報公開条例、安平町個人情報保護条例 など

③ 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

例) ・安平町空き地の環境保全に関する条例など「罰則」が定められた条例
・公共施設設置条例など「許認可」について定められた条例
・その他町民に対する規制や禁止行為を定めた条例 など

④ 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更

広く町民が使用する公共施設、道路、水道施設等の新設・改修等で、その事業費（用地費、調査設計費を含む）が概ね5億円を超える事業

⑤ 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定

例) 施設の統廃合、地域公共交通の再編 など

⑥ 上記①から⑤のほか、町長が特に必要と認める事項

(2) 町民参画手続の適用対象外

次の項目に該当する場合には、(1)で定めた対象施策等であっても、町民参画手続を省略することができます。

- ・ 軽易なもの
- ・ 緊急に行う必要のあるもの
- ・ 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの（町の判断の余地がないもの）
- ・ 町の内部事務処理に関するもの
- ・ 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

＊ なお、「緊急に行う必要のあるもの」として、町民参画を実施しない場合は、安平町町民自治推進委員会に報告するとともに、対象施策等の名称、概要、担当課名、町民参画を実施しなかった理由（緊急に行う必要があるものと判断した理由）を町広報紙・町ホームページで公表します。

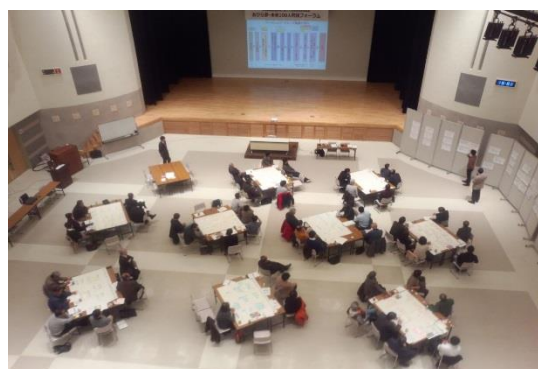
(3) 町民参画の実施方法

町民参画の実施方法については、条例第7条と施行規則第6条で定めています。町はこれらの中から、対象となる重要施策等の性質や検討時間などを考慮して、適切な方法を選択するとともに、具体的な方法を複数組み合わせるよう努めます。

条例第7条（区分）	施行規則第6条（具体的方法）
(1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続き	☐ パブリック・コメント ☐ アンケート調査 ☐ モニター制度
(2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き	☐ 町民説明会 ☐ ワークショップ
(3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き	☐ 審議会等 ☐ ワークショップ

[複数の組み合わせ例]

- ◆アンケート調査+ワークショップ+審議会等+パブリック・コメント（総合計画策定）
- ◆ワークショップ+町民説明会（大規模施設建設）
- ◆審議会等+パブリック・コメント（条例改正）



<平成26年度開催 町民参画推進条例に基づく住民合意形成事業「あびら夢・未来100人町民フォーラム」>

町民参画の具体的方法

具体的な方法	内 容
パブリック・コメント	パブリック・コメントは、町が検討中の重要施策等の案の段階で事前に公表し、これに対する意見や提案、要望を広く募集し、町民からの意見等をもとに案の修正を行い、最終的に意思決定するもので、国・都道府県・市町村の多くがこの手法を取り入れています。
アンケート調査	アンケート調査は、全ての町民又は統計学的な無作為抽出で選ばれた一部の町民に対して、同じ質問をすることで比較できる意見を集める調査で行い、選択方式の回答により、明確化された意見を集約する手法です。 計画の策定段階や事業の評価などで用いられ、郵送やインターネット・電子メールなどで回答することが可能であり、容易に回答できるものの、複雑な設問が多くなると回答率が低下する傾向があります。
モニター制度	重要施策等に関連する現状と課題について、事前に公募した町民から継続的に意見や感想を聴取し、その内容を施策等に反映していく手法です。 町では、既に広報モニターの設置で活用していますが、他の市町村では、市政モニターや道路モニターなど広い範囲で導入され、モニターから寄せられる意見や感想を行政活動に効果的に活用している事例もあり、今後「町民マスター制度」の構築と併せ、幅広い分野での活用も期待できます。 なお、町では、普段意見を表明する機会の少ない町民から広く意見を聴取する必要がある場合を想定し、公募に代えて住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法をモニター制度に適用できるよう、規則で整理しています。
町民説明会	町民説明会は、町が重要施策等について町民に説明し、参加した町民と町が意見を交換する場として開催するものです。 この町民説明会の開催による意見聴取は、従来から町でも実施していますが、町と町民が直接対話しながら多様な意見等を導き出すことができるため、町民参画のひとつの手法として位置付けています。
ワークショップ	ワークショップとは、司会進行役のもと、事前に設定したテーマに沿って、参加町民相互による活発なグループ討議を通じ、意見を集約した上で、最終的な方向性を見出すための手法です。 カードを使ったグループ討議や、実際に図面に絵を描きこんでいく手法など様々な方法があり、参加者自身が手と身体と頭を使って作業を行うため、「説明をただ聞いて、意見を言う」形式の雰囲気とは異なり、誰もが建設的な意見を出しやすいよう工夫されています。 1回だけ開催する方法とともに、少人数が複数回集まって意見をまとめていく場合にも活用できます。 開催にあたっては、事前に公募する方法とともに、普段意見を表明する機会の少ない町民から広く意見を聴取する必要がある場合を想定し、公募に代えて住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法をワークショップ参加者に適用できるよう、規則で整理しています。

審議会等	審議会等とは、審議会や各種委員会など、法律、町条例等を根拠に設置される附属機関や町長が設置した審査、諮問、調査等を目的とした機関を指しますが、これら審査会等で重要施策等に係る議題を提案し、委員から意見を聴取することも町民参画のひとつの手法として位置付けています。 なお、審議会等の委員の委嘱・任命は、法令等で決められている場合を除き、公募するよう努めるとともに、男女の割合に配慮し、幅広い分野から人材を登用することで町民の多様な意見が反映されるよう努めることをルール化しています。 そのため、住民基本台帳から無作為に選んだ町民を候補者として指名する新たな方法を審議会等の委員の委嘱・任命に適用できるよう、規則で整理しています。
------	--

町 民 政 策 提 案 制 度

(1) 町民政策提案制度とは

町政に対する町民参画をより一層推進するため、町民の多様な発想から生まれる優れた提案を積極的に町の施策に反映させるための制度です。

この制度は、町に寄せられる「ていあんくん」を活用した提案や苦情などとは異なり、協働のまちづくりを推進していくため、町と町民が共に取り組むことにより相乗効果が期待できる具体的な政策を提案してもらうものです。

そのため、個人的なものとしてではなく、一定程度の人の集まりの中で組織的に検討・吟味された結果を提案することが趣旨であることから、「**町内に住所を有する満 20 歳以上の 10 人以上の連署による提案**」という提案者要件を設けています。

(2) 町民政策提案の区分

町民政策提案制度には、次の 2 種類があります。

① 町民自主的提案型協働のまちづくり政策（町民が自ら政策を提案）

「町と協働で取り組みたい」又は「地域にある身近な課題について、町と協働で取り組むことで解決できるかもしれない」と思うものを、町民が自主的に提案するもの。

② 町政課題解決型協働のまちづくり政策（町の求めに応じて町民が提案）

町が既に行っている事業で「住民活動団体の皆さんと、協働によって取り組んでいきたい」、「協働で取り組めば効果がある」と考えるものや、地域にある課題解決のために、「新たに住民活動団体の皆さんと協働で取り組みを進めていきたい」と考えているものを「テーマ」として設定し、町民提案を募集するもの。

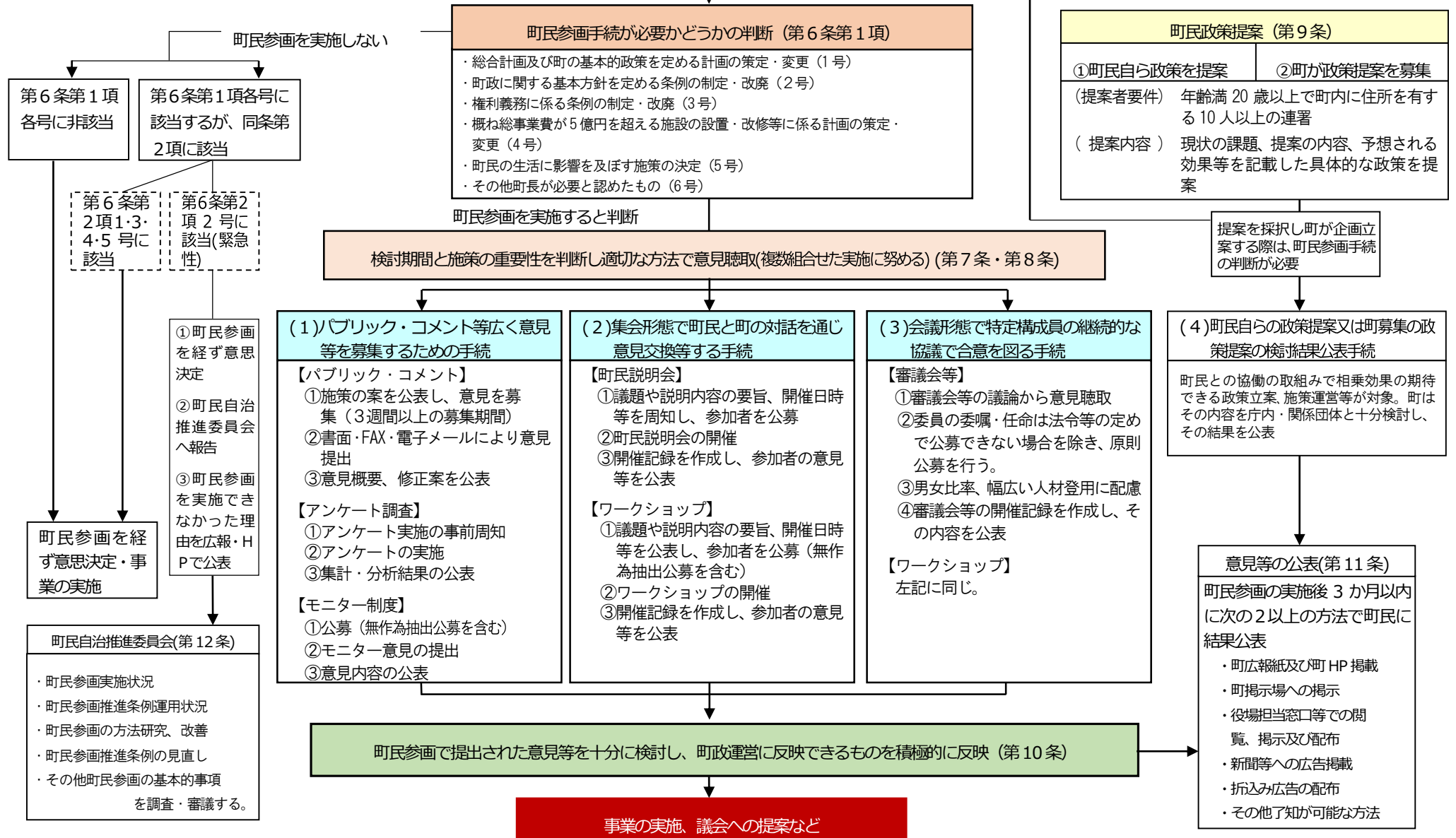
(3) 町民政策提案の要件

- ① 町内で行われる事業であること。
- ② 地域社会の発展や地域が抱えている課題、社会課題の解決が期待できるものであること。
- ③ 協働（町と町民の役割分担）で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確・的確であること。

* 上記要件を満たしていても、特定の町民の利益になるものや、営利を目的とするもの、宗教活動・選挙運動を目的とするものなど、町が規則で定める事由に該当する場合には、政策提案できません。

町民参画手続きフロー図

町の執行機関（町長・教委・選管・監査委員・農委・固定資産評価審査委員会）が施策の企画立案を検討



安平町町民参画推進条例

(目的)

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号。以下「まちづくり基本条例」という。）第12条第4項の規定に基づき、町民が町政運営に参画するための基本的な事項を定めることにより、町政運営への町民の参画を促し、もって町民と町による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び町内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町の執行機関である町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 町政 町民の福祉の増進を図ることを基本として、町がその事務処理をするために実施する政策、施策及び事務事業をいう。
- (4) 町民参画 町の政策立案、施策運営等に当たり広く町民の意向を反映し、町政を推進することをいう。
- (5) 協働 町民と町がそれぞれの役割と責任に基づき、相互に協力・補完しながら公共的かつ公益的な活動を行うことをいう。

(町民参画の基本原則)

第3条 町民参画は、町民が自ら町政に参画する権利と機会を保障し、町民と町が協働のまちづくりを進めることを基本原則とする。

(町民の役割)

第4条 町民は、まちづくりにおける自らの果たすべき責任と役割を理解し、町政に関心を持つよう努めるものとする。

2 町民は、地域活動に理解を深めるとともに、当該地域活動への積極的な参加に努めるものとする。

3 町民は、町民相互の立場や意思を尊重し、思いやりと協調性を持って町民参画することに努めるものとする。

4 町民は、公共の利益を考え、意欲と責任をもって、自発的に町民参画することに努めるものとする。

5 町民は、町民参画に当たって、その権利を濫用してはならず、常に自治の実現のために行使するものであることの認識に努めるものとする。

(町の役割)

第5条 町は、町民とのコミュニケーションを推進するとともに、町民が行う地域活動やボランティア活動等の積極的支援に努めるものとする。

2 町は、町政の公正・公平な運営のため、庁内で必要な情報を共有するとともに、町民の意向や意見に対しては、誠意をもって説明責任を果たすものとする。

3 町は、町政に関する情報を町民に分かりやすく公開し、積極的に発信するものとする。

4 町は、積極的に町民参画の機会を設け、町民の意向や意見の把握に努めるとともに、把握した意向や意見の町政への反映に努めるものとする。

(町民参画の対象)

第6条 まちづくり基本条例第12条に規定する町政の基本的な事項をめる重要施策等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画及び町の基本的政策を定める計画等の策定又は変更
- (2) 町政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 町民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) 大規模な町の施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (5) 町民の生活に重大な影響を及ぼす施策の決定
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、町民参画の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行う必要があるもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (4) 町の内部事務処理に関するもの
- (5) 税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

3 町は、前項第2号の理由により町民参画を実施しなかったときは、まちづくり基本条例第37条に規定する安平町町民自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）に報告し、その結果を公表するものとする。

(町民参画の方法)

第7条 町民参画は、意見聴取及び意見提出により行うものとし、その方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリック・コメント等広く意見等を募集するための手続き
- (2) 集会の形態をとり、町民と町の対話を通じて意見交換等を行うための手続き
- (3) 会議の形態をとり、町民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続き
- (4) 町民が自ら施策を提案し、又は町の求めに応じて町民が提案すること（第9条において「町民政策提案」という。）に対して、その提案の概要、提案に対する町の考え及び結果を公表する手続き

(町民参画の実施)

第8条 町は、町民参画を実施しようとするときには、前条に掲げる方法のうちから、適切な方法を選択し実施するものとする。

2 町は、町民参画の実施に当たっては、政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他提案に必要な事項を町民に明らかにした上で行うものとする。

3 町は、町民から町民参画の実施により意見等があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提出があった日から3か月以内に検討の結果等を当該町民（前条第4号の手続きにあつては、その代表者）に通知するとともに、その概要を公表するものとする。

(町民政策提案の手続)

第9条 第7条第4号に規定する町民政策提案は、年齢満20歳以上で町内に住所を有する10人以上の連署をもって、その代表者から町に対し、対象施策について、現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を提案することができる。

(提出された意見等の尊重)

第10条 町は、町民参画の実施により提出された意見等を十分に検討し、町政運営に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

(公表の方法)

第11条 公表の方法は、次に掲げるとおりとし、2以上の方法により

行うものとする。

- (1) 町広報紙及び町ホームページへの掲載
 - (2) 安平町公告式条例（平成18年安平町条例第3号）に定める掲示場への掲示
 - (3) 町の担当窓口等での閲覧、掲示及び配布
 - (4) 新聞、雑誌等への広告の掲載
 - (5) 折込み広告の配布
 - (6) その他不特定多数の者が了知できると町長が認める方法
- （推進委員会の役割）

第12条 町民参画の適切な運用及び町民参画を推進する上で必要な事項の審議は、推進委員会で行うものとする。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、町民参画の推進に関する事項について、町長に意見を述べるものとする。

- (1) 町民参画の実施状況に関する事項
 - (2) この条例の運用状況に関する事項
 - (3) 町民参画の方法の研究及び改善に関する事項
 - (4) この条例の見直しに関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町民参画に関する基本的事項
- （町民参画の実施状況等の公表）

第13条 町は、毎年度、町民参画の実施状況に関する事項を公表するものとする。

（条例の見直し）

第14条 町は、社会情勢及び町民参画の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成25年安平町条例第32号）の施行の日から施行する。

安平町町民自治推進委員会条例

（設置）

第1条 この条例は、安平町まちづくり基本条例（平成25年条例第32号。以下「まちづくり基本条例」という。）第37条の規定に基づき、安平町町民自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 推進委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) まちづくり基本条例の運用状況及び見直しに関する事項
- (2) 町民参画の実施状況及び研究改善に関する事項
- (3) その他町長が特に必要と認める事項

（組織）

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 住民基本台帳より無作為で選ばれた町民のうち委員として選任されることを希望した者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域コミュニティ団体の構成員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間をもって新たな委員を委嘱する。

（委員長及び副委員長）

第4条 推進委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 推進委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開催することができない。

3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明や意見を聴くことができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮ってこれを定める。

（庶務）

第7条 推進委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年安平町条例第38号）の一部を次のように改正する。
別表職名等の欄中「民生委員推薦会」の次に「、町民自治推進委員会」を加える。

安平町町民自治推進委員会条例

「安平町まちづくり基本条例」や「安平町町民参画推進条例」は、作ることによって終わりではなく「育てる条例」として、その内容をいかに実践していくかが問われており、制定された後も「きちんと運用されているか」「修正するべきところはないか」など、運用状況を町民主体でチェックしていくための組織として、町民自治推進委員会が設置されます。

委員の選定にあたっては、「住民無作為抽出」という新たな手法を使って、これまで町政に対して意見を述べる機会が少なかった町民の意見を取り入れていくことに主眼を置いた委員構成となるよう条例で規定しているのが特徴です。



① 町民自治推進委員会の委員組織について

町民自治推進委員会は、次の区分により町長が委嘱した 20 名以内の委員で組織されます。

- (1) 住民基本台帳から無作為で選ばれた方で、委員として委嘱されることを希望した方
- (2) 学識経験のある方
- (3) 地域コミュニティ団体（自治会、町内会、農事組合など）の構成員の方
- (4) その他町長が専門知識や男女構成割合を考慮して委嘱する方

② 町民自治推進委員会の役割・任期・報酬等について

- ・役割……まちづくり基本条例の運用状況や町民参画の実施状況、条例の見直しについて、町長の諮問に応じて調査を行い、答申や提言を行う役割です。
- ・任期……委嘱の日から 2 年間
- ・報酬……町が定める「非常勤特別職の報酬・費用弁償条例」に基づき支払われます。

③ 委員委嘱に向けた手続きについて

1. 住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から無作為に選ばれた方の委員委嘱手続き

- 住民基本台帳（選挙人名簿登録者）から 300 名の無作為抽出を行い、抽出者に対して委員承諾の通知を行います。
- 委員となることを承諾（希望）される方を委員委嘱します。
※承諾者（希望者）の人数が多い場合には、抽選となる場合があります。

2. 地域コミュニティ団体から委員候補者を推薦するまでの手続き

- 町内にある自治会、町内会など地域コミュニティ団体を、数団体でグループ分けし、各グループの協議により委員となる方（推薦者）を選出してもらいます。
- 選出された方を委員委嘱します。

安平町章



ABIRAの「AB」を基に、
安平川のなだらかな丘陵を持つ
豊かな住環境を表しています。

やさしい風のそよぐ、
さわやかな自然にいだかれて
発展する安平町を表現しています。

安平町まちづくり基本条例ほか ダイジェスト版

【発行】

平成27年1月

安平町役場 企画財政課

〒059-1595 勇払郡安平町早来大町 95 番地

Tel 22-2751 Fax 22-3006

E-mail kikaku@town.abira.lg.jp

役場 HP <http://www.town.abira.lg.jp/>